

## まちづくり

### 意見公募手続による市民の意見を募集 太田市立地適正化計画の変更 (居住誘導区域の変更)

都市計画課 電話0276-47-1839

**閲覧場所** 都市計画課(市役所7階)、市政情報コーナー(同1階)、各行政センター、市HP

**閲覧期間** 7月3日(金)~8月3日(月)

**意見の提出** 7月3日~8月3日まで(消印有効)に直接または郵送、ファクス、メールで、都市計画課へ

〒373-8718 住所不要

☎0276-47-1883

✉030300@mx.city.ota.gunma.jp



## 国土調査の登記が完了

農村整備課 電話0276-20-9713

平成29年度調査の「鳥山下町・鶴生田町の各一部」地区の登記が完了しました。登記簿などは前橋地方法務局太田支局で閲覧できます。



## 都市計画原案の閲覧と公聴会

都市計画課 電話0276-47-1839

### 閲覧

**該当地区** 下表のとおり

**県原案** 太田都市計画区域区分の変更(市街化調整区域から市街化区域への編入)(①~⑧)

**市原案** A=太田都市計画用途地域の変更(①~⑨)・太田都市計画地区計画の変更(①~②) B=太田都市計画土地区画整理事業の廃止(⑨)

**閲覧期間** 7月3日(金)~17日(金)の午前8時30分~午後5時15分(土・日曜日を除く)

**会場** 県原案・市原案A=都市計画課(市役所7階) 市原案B=市街地整備課(同6階 電話0276-47-1841)

### 公聴会

**日時** 7月31日(金)午後2時~

※公述人がいない場合は中止します。

**会場** 市役所3階大会議室

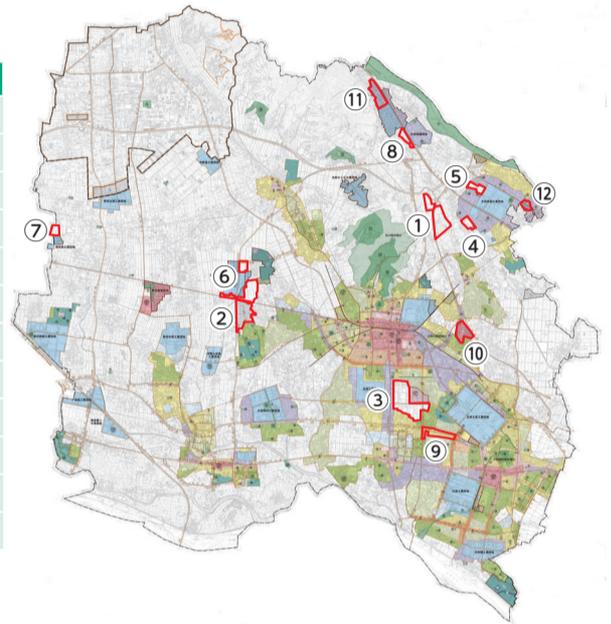
**公述の申し出** 7月17日(金)まで(必着)に閲覧会場にある申出書に必要事項を記入して郵送または直接、県原案は県都市計画課、市原案Aは市都市計画課へ、市原案Bは市街地整備課へ

**公述人の選定** 申し出た人の中から知事または市長が選定

**傍聴** 当日、直接会場へ

※会場の都合で入場できない場合もあります。

| 番号 | 地区名       |
|----|-----------|
| ①  | 東金井東今泉    |
| ②  | 別所協屋      |
| ③  | 飯塚東矢島     |
| ④  | 富若        |
| ⑤  | 只上        |
| ⑥  | 別所協屋新田小金井 |
| ⑦  | 新田上中      |
| ⑧  | 丸山        |
| ⑨  | 東別所南部     |
| ⑩  | 石原町下小林町   |
| ⑪  | 吉沢        |
| ⑫  | 市場前原      |



## シリーズ76 私のまちの1%まちづくり事業

### さくらパークゴルフ場(さくら工業団地)整備事業

地域のボランティアで除草、芝生補修、ごみ拾いなどを行い、パークゴルフ場の維持管理に取り組みました。事業を通して地域住民の親睦・交流の場としての役割を果たしています。今後も快適で良好なパークゴルフ場の維持管理に努め、愛される場所を目指し事業を継続していきます。



地域総務課 電話0276-47-1923

## 令和元年度 下水道事業等会計下期事業報告

公共下水道、団地下水道、農業集落排水、戸別浄化槽の4事業を一元化し、地方公営企業法などを適用する企業会計として経営を行いました。今後も各事業を積極的に推進し、生活環境の改善や公共用水域の水質保全に努め、安定した経営を目指します。

下水道課 電話0276-47-1949

普及率状況 (令和2年3月31日現在)

| 区分         | 普及率   |
|------------|-------|
| 公共下水道事業    | 45.9% |
| 住宅団地汚水処理事業 | 6.3%  |
| 農業集落排水事業   | 7.4%  |
| 戸別浄化槽事業    | 0.6%  |
| 合計         | 60.2% |

### 収益的収支

(令和2年3月31日現在)

| 収益        | 下水道使用料           | 一般会計からの補助金など      |                  |
|-----------|------------------|-------------------|------------------|
| 18億4600万円 | 6億5405万円 (35.4%) | 11億9195万円 (64.6%) |                  |
| 費用        | 維持管理費など          | 企業債等償還利息          | 減価償却費            |
| 21億8093万円 | 9億7584万円 (44.7%) | 2億2147万円 (10.2%)  | 9億8362万円 (45.1%) |

### 資本的収支

| 収入        | 国・県補助金            | 受益者負担金          | 企業債               | 一般会計からの補助金など     |
|-----------|-------------------|-----------------|-------------------|------------------|
| 21億6307万円 | -688万円 (-0.3%)    | 1514万円 (0.6%)   | 16億6270万円 (76.9%) | 4億9211万円 (22.8%) |
| 支出        | 建設改良費             | 企業債等償還金         |                   |                  |
| 25億7150万円 | 16億6435万円 (64.7%) | 9億715万円 (35.3%) |                   |                  |

※現在、下水道事業会計は財源の一部を「一般会計からの繰入」で賄っています。しかし、本来汚水処理に係る事業費は経営に伴う収入により賄われるべきであり、「一般会計からの繰入額の削減」を行うためにも財源確保を行うことが課題です。

## 税金

### 未登記家屋の所有権を 移転したら届け出を

資産税課 電話0276-47-1819

法務局の登記簿に登記されていない家屋を売買や相続などで所有権を移転した場合は、市へ届け出が必要です。

家屋の固定資産税は1月1日現在の所有者に課税されるため、届け出をしないと引き続き移転前の所有者に課税されます。

**届け出** 資産税課(市役所2階)にある届出書に必要書類を添えて直接、同課へ

## 市県民税特別徴収6月分

### ●納期限 7月10日(金) 期限内納入をお願いします。

※期限が過ぎると、延滞金がかかります(1000円以上の場合のみ)。  
※内容に変更がある場合は「給与所得者の異動届出書」を速やかに提出してください。

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な場合、徴収猶予の「特例制度」があります。詳しくは収納課へ問い合わせください。

収納課 電話0276-47-1936